

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市道路占用料減免基準要綱の
一部改正（案）について

意見募集期間

2025年2月13日～2025年3月14日

問い合わせ先

神戸市建設局道路管理課

電話 078-322-5127

1 意見募集期間

2025年2月13日(木)～2025年3月14日(金)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570(宛先住所記入不要)
建設局道路管理課 意見募集あて

(2) ファクシミリ による提出

(078)331-3448 道路管理課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: dourosenyo@city.kobe.lg.jp

件名には「神戸市道路占用料減免基準要綱の一部改正についての意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

建設局道路管理課
市役所4号館7階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市道路占用料減免基準要綱の改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年4月初旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市道路占用料減免基準要綱の一部改正について

1. 改正の概要

「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置の取扱いについて」（最終改正：令和6年4月8日付国道利第2号）を踏まえ、減免対象の占用物件を新たに設けるとともに、減免率の改正を行うことを検討しています。

つきましては、要綱改正に伴う意見公募手続を行います。

【改正案】

神戸市道路占用料減免基準要綱（新旧対照表）のとおり

2. 改正の趣旨

「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置の取扱いについて」は、国道2号・国道43号・国道175号に限定され、神戸市が管理している道路に適用することが出来ないため、減免対象の占用物件を新たに設ける改正をすることにより、同一の権限行使を可能とする（神戸市道路占用料減免基準要綱（新旧対照表）の改正後別表29～32）

また、公共交通機関である路線バスは、市民生活を支える重要な移動手段であるため、持続可能な路線網が確立されるようにバス停標柱の減免率を見直す。

3. 施行予定

令和7年4月

神戸市道路占用料減免基準要綱（新旧対照表）

改正前	改正後																											
<p>神戸市道路占用料減免基準要綱 （令和5年3月31日 市長決定）</p>	<p>神戸市道路占用料減免基準要綱 （令和7年3月31日 建設局長決定）</p>																											
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、神戸市道路占用料条例施行規則（平成8年3月規則117号）第4条第1項第5号で規定する「市長が条例第2条の占用料を徴収することが著しく不適當であると認める占用物件」（以下「減免対象の占用物件」という。）に係る道路占用料の減額又は免除に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象物件及び減免の額）</p> <p>第2条 市長は、別表に掲げる減免対象の占用物件の区分に応じ、別表に定めるところにより道路占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>（基準の廃止）</p> <p>2 神戸市道路占用料減免基準要綱（平成27年3月 神戸市長決定）は、廃止する。</p> <p>別表</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する</p> <p>（基準の廃止）</p> <p>2 神戸市道路占用料減免基準要綱（令和5年3月31日 神戸市長決定）は、廃止する。</p>																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 85%;">減免対象の占用物件</th> <th style="width: 10%;">減免率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農業協同組合が設置する有線放送電話柱</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>受信障害解消のための有線テレビ（CATV）施設のうち、営利を目的としないもの</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>非常用救助袋固定環</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>道路が河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占用（使用）料を徴している場合における当該道路区域の占用物件（ただし、道路本体に添加したものは除く。）</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する路外駐車場を除く。）</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>家庭用飲料水、雨水、汚水のための地下埋設管（工業用その他営業用のためのものは除く。規則第4条第1号にかかるものは除く。）</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>産業振興局において共同施設建設補助事業の助成対象となるアーケード及びアーチ</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>観測孔</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table>		減免対象の占用物件	減免率等	1	農業協同組合が設置する有線放送電話柱	免除	2	受信障害解消のための有線テレビ（CATV）施設のうち、営利を目的としないもの	免除	3	非常用救助袋固定環	免除	4	道路が河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占用（使用）料を徴している場合における当該道路区域の占用物件（ただし、道路本体に添加したものは除く。）	免除	5	駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する路外駐車場を除く。）	50%	6	家庭用飲料水、雨水、汚水のための地下埋設管（工業用その他営業用のためのものは除く。規則第4条第1号にかかるものは除く。）	50%	7	産業振興局において共同施設建設補助事業の助成対象となるアーケード及びアーチ	免除	8	観測孔	免除	
	減免対象の占用物件	減免率等																										
1	農業協同組合が設置する有線放送電話柱	免除																										
2	受信障害解消のための有線テレビ（CATV）施設のうち、営利を目的としないもの	免除																										
3	非常用救助袋固定環	免除																										
4	道路が河川、港湾、海岸及び公園の区域に重複し、その管理者が占用（使用）料を徴している場合における当該道路区域の占用物件（ただし、道路本体に添加したものは除く。）	免除																										
5	駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する路外駐車場を除く。）	50%																										
6	家庭用飲料水、雨水、汚水のための地下埋設管（工業用その他営業用のためのものは除く。規則第4条第1号にかかるものは除く。）	50%																										
7	産業振興局において共同施設建設補助事業の助成対象となるアーケード及びアーチ	免除																										
8	観測孔	免除																										

9	公共の用に供するゴミ容器等	免除	
10	道路植栽の電飾	免除	
11	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）で、施行日以降に設置したもの。	20%	
12	上記11と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器及び連系設備をいう。）で、施行日以降に設置したもの。ただし、施行日前から一体不可分な物件として減免をしているものについては、なお従前の例による。	8/9	
13	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）で、施行日以降に設置したもの。	免除	
14	電線類が上空に設定されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）で、施行日以降に設置したもの。	免除	
15	カーブミラー	免除	
16	PHS基地局の道路占用料の減免額については、1基当たり右記の額とする（道路占用料条例別表に規定する変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項に掲げる額から減額するものとする。）。	甲地 2,800円 乙地 1,260円	
17	自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体または防犯協会が設置する防犯カメラ及びこれに付帯する設備	免除	
18	屋外広告業者又はバス事業者が設置するバス停留所上屋広告（両面表示のものに限る。）	30%	
19	バス事業者がバス停留所に設置するベンチ、上屋	免除	
20	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗り場に付随するベンチ及び上屋	50%	
21	バス事業者がバス停留所に設置する標識	50%	
21	バス事業者がバス停留所に設置する標識	免除	

22	交通安全協会、自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が設置する横断用旗入れ	免除		
23	道路管理者と協定を締結した地域団体等が設置する記念碑、モニュメント等	免除		
24	自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が設置する次に掲げる物件 (1) プランター等植栽器具 (2) ベンチ (3) 掲示板	免除		
25	発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備）	90%		
26	都市再生特別措置法による特例占用物件（食事施設等・自転車駐車器具・広告塔又は看板）	90%		
27	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱	50%		
28	道路法施行令第16条の2に掲げる歩行者利便増進施設等で、占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域外の除草、清掃など）が行なわれる場合。	90%		
29	道路法第48条の45の規定に基づき、自動車駐車場等運営権者が運営する一般道路の自動車駐車場等内において行う道路法施行規則第4条の24第1項第2号及び同条第2項第2号に掲げる道路の占用に係るもののうち、自動車駐車場等運営権の設定が混合型コンセッションである場合 （「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」 （令和5年8月2日付け国道利第11号、国道評第62号）の記第1の2及び第3の6(3)に掲げるもの）	免除		
30	道路法第48条の45の規定に基づき、自動車駐車場等運営権者が運営する一般道路の自動車駐車場等内において行う道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の24第1項第2号及び同条第2項第2号に掲げる道路の占用に係るもののうち、自動車駐車場等運営権の設定が独立型コンセッションである場合 （「自動車駐車場等運営権者による道路占用に該当する行為等の取扱いについて」（令和5年8月2日付け国道利第11号、国道評第62号）の記第1の2及び第3の6(2)に掲げるもの）	90%		

	31	法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設については、令和2年11月25日から令和13年3月31日までの間、占用料を免除する （「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」（令和2年11月25日付け国道利第22号、国道交シ第58号）の記2に掲げるもの）	免除
	32	地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）イに掲げるもの）	免除